

庄原市建築物土砂災害対策改修工事補助制度

～外壁等の改修や塀等の設置費用の一部を補助します！～

「庄原市建築物土砂災害対策改修工事補助制度」の概要

土砂災害特別警戒区域内の既存住宅や既存建築物の所有者に対し、住民の「自助」の取り組みを支援し、土砂災害による危険から生命の安全を確保するために行う外壁等の改修や塀等の設置工事に要する費用の一部を補助する制度です。



補助対象となる建築物

- 土砂災害特別警戒区域に指定される以前からその区域に立地する下記の建築物
 - ・住宅
 - ・居室を有する建築物（車庫・倉庫等は除く）
 - *居室とは居住、執務、作業、集会、娯楽等の目的のために継続的に使用する部屋のこと
- 土砂災害に対する構造基準（建築基準法施行令第80条の3）の規定に適合していない建築物

*特別警戒区域指定以前に建築された住宅等であれば不適合と考えられます

補助対象者

- 補助の対象となる者は、次に掲げる要件のすべてを備えていること
 - ・補助対象建築物の所有者等（市外の者も可）
 - ・補助対象建築物について、当該補助金の交付をこれまでに受けていないこと

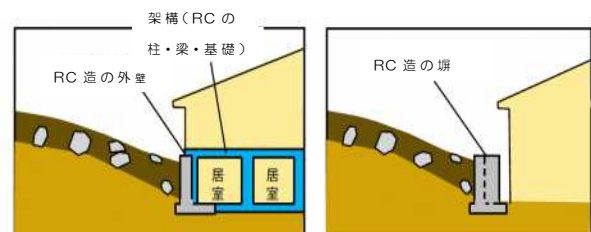
補助対象工事

- 想定される土石流の高さや衝撃力に対して安全な構造となるように行う外壁の改修や塀の設置等で、建築基準法施行令第80条の3に規定する構造方法に適合するものであること

補助の金額

対象工事費の
23%

上限75万9千円



申請受付

- 受付開始時期はホームページに記載いたします
 - ・申請受付は先着順となりますので予定件数に達した時点で終了する予定です
 - ・受付は土、日、祝日を除く午前9時00分～午後5時00分までとします

【申請・問合せ先】

〒727-8501 庄原市中本町一丁目10番1号
庄原市 環境建設部 都市整備課 都市整備係
電話：0824-73-1151
FAX：0824-73-1147